

資産・負債の状況(連結)

■預金・譲渡性預金

期末残高

(単位：百万円)

区分		2018年3月末	2019年3月末
国内	流動性預金	70,073,538	74,819,074
	定期性預金	18,171,661	17,885,194
	その他	7,338,619	7,317,911
	計	95,583,818	100,022,180
	譲渡性預金	5,408,020	4,962,651
	合計	100,991,839	104,984,831
海外	流動性預金	13,298,126	14,237,044
	定期性預金	7,469,541	7,875,029
	その他	126,047	190,785
	計	20,893,715	22,302,858
	譲渡性預金	5,812,264	6,202,835
	合計	26,705,979	28,505,693
総合計		127,697,819	133,490,525

(注)1.「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2.「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4.「定期性預金」とは、定期預金であります。

■貸出金の業種別構成

期末残高

(単位：百万円)

区分		2018年3月末		2019年3月末	
		金額	構成比	金額	構成比
国内 (除く特別国際 金融取引勘定分)	製造業	6,178,840	12.46%	6,715,306	13.05%
	農業、林業、漁業及び鉱業	133,866	0.27	272,306	0.53
	建設業	755,081	1.52	730,187	1.42
	運輸、情報通信、公益事業	4,963,271	10.01	5,341,650	10.38
	卸売・小売業	4,197,459	8.47	4,299,232	8.35
	金融・保険業	2,138,843	4.31	2,282,725	4.43
	不動産業、物品賃貸業	7,700,984	15.53	8,727,788	16.96
	各種サービス業	4,180,396	8.43	4,247,592	8.25
	地方公共団体	914,763	1.85	754,500	1.47
	その他	18,416,729	37.15	18,099,796	35.16
		合計	49,580,236	100.00	51,471,087
海外及び特別国際 金融取引勘定分	政府等	296,236	1.27	286,310	1.08
	金融機関	1,591,536	6.81	1,821,717	6.87
	商工業	19,036,593	81.47	21,381,483	80.66
	その他	2,441,330	10.45	3,018,591	11.39
	合計	23,365,696	100.00	26,508,102	100.00
総合計		72,945,934	—	77,979,190	—

(注)1.「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2.「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

■貸倒引当金残高

(単位：百万円)

区分	2018年3月末	2019年3月末
一般貸倒引当金	378,469	318,233
個別貸倒引当金	156,914	150,533
特定海外債権引当勘定	704	41
合計	536,088	468,808
部分直接償却(直接減額)実施額	190,945	139,981

■リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	2018年3月末	2019年3月末
破綻先債権①	27,709	12,806
延滞債権②	406,066	456,802
3か月以上延滞債権③	12,822	13,444
貸出条件緩和債権④	210,616	193,427
合計	657,215	676,481
部分直接償却(直接減額)実施額	140,488	118,980

各債権の定義

- ①「破綻先債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金
- ②「延滞債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金
- ③「3か月以上延滞債権」：元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金(除く①、②)
- ④「貸出条件緩和債権」：経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金(除く①～③)

■金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区分	2018年3月末	2019年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権①	97,941	89,659
危険債権②	350,884	398,295
要管理債権③	223,480	207,199
(小計)	(672,306)	(695,153)
正常債権④	85,211,809	90,694,649
合計	85,884,115	91,389,803
部分直接償却(直接減額)実施額	190,945	139,981

各債権の定義

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ②「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③「要管理債権」：3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く①、②)
- ④「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権

■有価証券残高

期末残高

(単位：百万円)

区分		2018年3月末	2019年3月末
国内	国債	9,575,499	6,514,573
	地方債	47,032	99,164
	社債	2,508,618	2,582,014
	株式	4,111,234	3,618,083
	その他の証券	4,692,531	5,711,745
	計	20,934,916	18,525,580
海外	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	75,495	68,226
	株式	—	—
	その他の証券	4,645,121	5,365,181
	計	4,720,616	5,433,407
全社	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	—	—
	株式	57,175	376,373
	その他の証券	—	2,643
	計	57,175	379,016
合計		25,712,709	24,338,005

(注)1.「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2.「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

■特定取引資産・負債の内訳

(単位：百万円)

区分	2018年3月末				2019年3月末			
	国内	海外	消去又は全社(△)	合計	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
特定取引資産	4,674,817	938,646	△27,872	5,585,591	4,334,415	1,014,471	△20,108	5,328,778
[㊦] 商品有価証券	2,896,497	228,922	—	3,125,419	2,346,123	365,398	—	2,711,521
[㊦] 商品有価証券派生商品	74,802	—	—	74,802	74,204	—	—	74,204
[㊦] 特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
[㊦] 特定取引有価証券派生商品	13,834	59	—	13,894	28,120	0	—	28,121
[㊦] 特定金融派生商品	1,648,189	709,664	△27,872	2,329,981	1,841,968	649,072	△20,108	2,470,932
[㊦] その他の特定取引資産	41,493	—	—	41,493	43,997	—	—	43,997
特定取引負債	3,619,541	810,441	△27,872	4,402,110	3,685,269	554,132	△20,108	4,219,293
[㊦] 売付商品債券	2,042,937	97,043	—	2,139,980	1,872,773	119,540	—	1,992,314
[㊦] 商品有価証券派生商品	94,962	—	—	94,962	92,370	—	—	92,370
[㊦] 特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
[㊦] 特定取引有価証券派生商品	14,035	147	—	14,182	29,030	2	—	29,032
[㊦] 特定金融派生商品	1,467,606	713,250	△27,872	2,152,983	1,691,095	434,588	△20,108	2,105,576
[㊦] その他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1.「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2.「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3.「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。